

本会議から付託された議案1件を審査するため、令和2年7月3日に文教福祉委員会を開催しました。

議案第52号 令和2年度総社市一般会計補正予算（第6号）

～内容～

本委員会の所管に属する部分は、インターネット環境がない家庭に臨時休業等の緊急時に貸し出すWi-Fiルーターの購入費の計上が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定した。

～質疑～

問：Wi-Fiルーターの貸出しは2箇月程度とのことだが、具体的にはどのように想定しているのか。また、Wi-Fiルーターは授業以外のインターネットサイトも閲覧できると思うが、どのように考えているのか。

答：新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波が来た時の臨時休校を想定している。授業以外のインターネットサイトへの接続制限については一定のものを検討している。

問：長期間のWi-Fiルーターの貸出しについて考えているのか。通信料の負担についてはどうか。

答：学校を長期間にわたり休みとする状況となれば、インターネット環境がない家庭へはWi-Fiルーターを貸し出すこととなる。通信費は、市が負担するのか、保護者が負担するのか、公平性の点から検討が必要である。緊急的には、市のほうで負担する体制は整えていくが、長期間になると公平性や家庭の均衡が問題となってくる。全ての家庭の通信費を市で負担すると月に数千万円かかることも考えられる。長期間の貸出しの枠組みを検討する必要がある。